



2017年12月1日

事務所ニュース Vol.229

「有期契約労働の無期労働契約への転換」の対応について

今回は、事務所ニュース Vol.171（2013年2月1日）、Vol.222（2017年5月1日）に掲載致しました、改正労働契約法（平成25年4月1日施行）の無期転換ルールの実務対応について事例を交え、お伝えします。

事例①

契約期間単位：1年

入社年月日：平成24年6月1日

無期転換申込期間 ⇒ 平成30年6月1日から平成31年5月31日

◎ポイント

施行日（平成25年4月1日）以前より契約が反復更新されている事例です。無期転換ルールの5年の起算は、入社日を起算とするのではなく、施行日以降に契約又は更新された時点から起算します。事例の場合、平成25年6月1日が起算、平成30年6月1日の更新をもって通算5年となり、無期転換申込権が発生します。

事例②

契約期間単位：1年6か月

入社年月日：平成25年7月1日

無期転換申込期間 ⇒ 平成30年1月1日から平成31年7月1日

◎ポイント

契約期間単位により起算から5年経過するより前に無期転換申込権が発生する事例です。無期転換申込権は5年経過した時点で発生するのではなく、通算期間が5年を超える契約が更新された時点で発生します。事例の場合、平成25年7月1日が起算となり、平成30年7月1日で通算5年です。この平成30年7月1日を含む契約の初日、つまり平成30年1月1日からの契約が更新された時点で無期転換申込権が発生します。こういった事例は、1年を超える契約期間単位の場合や、7か月、8か月、9か月、11か月といった契約単位期間である場合に発生する可能性があります。

実際に締結しているパート・アルバイト等の有期契約は1年間や6か月間、3か月間といった事例①に合致するものが大半を占めていると思います。この場合は「平成25年4月1日以降の最初の契約（更新）日から5年後」が無期転換申込権の発生する時期です。ただし、個々の事情に応じて無期転換申込権が発生する時期は様々です。申込権が発生する時期を正確に把握して、従業員に対して適切に対応していくことが重要です。

無期転換申込権について

○無期転換申込権の告知

労働契約法では、有期契約労働者に対して無期転換申込権の発生を告知する義務は定められていません。したがって、無期転換申込権の存在を知らず、権利を行使しないまま退職した従業員がいたとしても、不法行為や債務不履行責任に問われる可能性は低いと考えられます。

○無期転換申込の拒否

無期転換申込権は、年次有給休暇の請求権と同様に要件を満たせば当然に発生する権利ですので、労働契約や就業規則等で、無期転換申込権を発生させない規定を設けたとしても無効とされます。したがって、無期転換申込権を行使された場合、拒否することができません。無期転換申込権の発生を防ぎたい場合は事前に対策する必要があります。

○無期転換申込権の発生と消滅、放棄

無期転換申込権は要件を満たす契約更新の度に発生します。事例①に照らすと、平成30年6月1日からの1年間に無期転換申込を行わなかった場合、契約満了の日に無期転換申込権は消滅することになりますが、再度契約を更新した場合、平成31年6月1日から1年間に新たな無期転換申込権が発生します。したがって、無期転換申込権をもつ有期契約労働者から無期転換の申込みをしない（放棄する）確約や合意を書面などで残す場合は、更新の度に書面を残すことがトラブル防止につながります。ただし、無期転換申込権が発生していない契約期間中（事例①に照らすと、平成30年5月31日以前の契約期間中）や入社時点で放棄させる労働者の意思表示は、公序良俗に反し無効と解されています。（基発0810第2号平成24年8月10日）

無期労働契約は響きから、正社員と同様と捉えてしまうかもしれませんが、無期契約に転換したとしても、正社員と同じ給与や待遇にする必要はなく、原則として同じ労働条件で契約することになります。したがって、無理やりクレーン期間を設けることや無期転換ルールを適用させない為に雇止めをすること、無期転換申込権を放棄させることで会社にとって何らかのリスクが残る方法をとるよりは、無期転換ルールを適用し、従業員が安心して働ける状況を作り、有用な人を確保する方が有意義だと考えます。

最後に、無期転換ルールを実施するにあたり、就業規則において従業員の区分を「正社員」と「有期契約労働者」にしている場合など、規定によっては会社にとって不都合になる可能性がありますので、見直しをお勧めします。一度ご相談ください。

○当事務所からのお知らせ

・第3期分労働保険料の納入について

口座振替の事業所様は、平成30年1月12日（金）にご指定の口座よりお振替えさせていただきます。詳細につきましては後日発送致します「労働保険料等口座振替のお知らせ」にてご確認をお願いします。

振込の事業所様は、平成30年1月31日（水）をお振込期限とさせていただきます。詳細につきましては今月末に「労働保険料等納入のお知らせ」を発送致しますので、ご確認をお願いします。

・年末年始の休業日について

12月29日（金）～1月4日（木）まで年末年始の休暇とさせていただきます。

後記

今年も残すところあと1カ月になりました。12月の師走というのは、仏事で坊主が慌ただしく駆け回り、忙しくしている様が由来のひとつとされているそうです。今年はよい意味ですが、この由来通りの年末になりそうです。皆様もよい年末をお過ごしください。（T）

